

# 東京中部間連系設備（FC）に係わる 計画策定プロセスについて

平成28年6月24日  
広域系統整備委員会事務局

# 今回ご議論いただきたい事項

## ■これまでの経緯

- 第1回広域系統整備委員会（平成27年4月24日）
  - ✓ 計画策定プロセスの進め方等を決定。
- 第2回広域系統整備委員会（平成27年6月8日）
  - ✓ 計画策定プロセスの期間中における系統アクセス業務の取扱を決定
- 第5回広域系統整備委員会（平成27年9月14日）
  - ✓ 基本要件および受益者の範囲決定
- 第6回広域系統整備委員会（平成27年10月16日）
  - ✓ 実施案の提出を求める電気事業者および実施案の提出における要件を決定
- 第7回広域系統整備委員会（平成27年11月20日）
  - ✓ 追加対策案の検討によるスケジュールの見直し
- 第12回広域系統整備委員会（平成28年4月25日）
  - ✓ 実施案及び事業実施主体
  - ✓ 費用負担割合案

## ■今回ご議論いただきたい事項

- 広域系統整備計画の策定  
（別紙 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画（案））

# 検討スケジュールと今回の位置づけ

	平成27年度											平成28年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
開始手続き	□														
進め方の検討	□														
対策案の検討			増強要否・対策案検討、各案比較評価												
受益者範囲の検討					□										
電気事業者の特定							□								
実施案の検討							□ 提案作成		□ 提案評価						
実施案(改善案)の検討									□ 提案作成		□ 提案評価				
負担割合の検討											□				
広域系統整備計画取りまとめ・公表													□		
広域系統整備委員会	★プロセスの進め方		★検討状況報告		★基本要件の原案		★実施案の提出を 求める電気事業者の特定		★検討状況報告				★実施案 ★事業実施主体 ★負担割合(案)		★整備計画
評議員会			◇検討状況報告		◇基本要件				◇検討状況報告				◇実施案 ◇事業実施主体 ◇負担割合(案)		
理事会	◆4/22 ・計画策定プロセス開始、公表 ★4/28 ・プロセスの進め方決定 ・経済産業大臣報告内容				◆9/30 ・基本要件決定 ・実施案募集要否決定		◆10/21 実施案の提出を 求める電気事業者の特定						◆実施案決定 ◆事業実施主体決定 ◆負担割合(案)決定 ◆整備計画決定		
その他	☆電力需給検証小委からの検証要請 ☆計画策定プロセス開始の公表 ☆経済産業大臣報告						☆電力需給検証小委への報告						☆整備計画公表		

★整備計画

今回

(空 白)

## ■ 費用負担割合案の合意状況及び、費用負担割合

- 平成28年5月18日の理事会にて、実施案、事業実施主体及び費用負担割合の案を決定。
- 同日、費用負担割合の案を費用負担候補者（沖縄電力を除く一般送配電事業者:9社）へ通知し、本日時点で9社中、8社より同意の回答が得られ、残り1社についても、平成28年6月末までに回答が得られる見通しである。
- 全ての費用負担候補者から同意の回答が得られた場合、送配電等業務指針第47条4項に基づき、通知した内容で費用負担割合を決定することとする。

## ■ 広域系統整備計画の策定

- 費用負担の同意が得られることが前提ではあるが、業務規程第60条により、決定された実施案、事業実施主体及び、費用負担割合に基づき本広域系統整備計画を「別紙」のとおり策定することとしたい。なお、記載の項目については、送配電等業務指針第49条に基づき以下のとおりとする。

### 記載項目

- 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
- 増強する流通設備の容量及びその考え方
- 流通設備の増強の方法（増強又は新設の別、概略ルート）及びその考え方
- 概略工事費及びその考え方
- 流通設備の増強の完了時期
- 実施案及び事業実施主体の選定結果
- 受益者及びその考え方
- 増強費用の負担割合及びその考え方
- その他広域連系系統の整備に関する事項

## 【業務規程】

(広域系統整備計画の策定)

第60条 本機関は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定し、公表する。

2 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体及び受益者に対し、策定した広域系統整備計画の内容を通知する。

(計画策定プロセスの終了)

第61条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合その他送配電等業務指針に定めるときは、計画策定プロセスを終了する。

## 【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画の内容)

第49条 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
- 二 増強する流通設備の容量及びその考え方
- 三 流通設備の増強の方法(増強又は新設の別、概略ルート)及びその考え方
- 四 概略工事費及びその考え方
- 五 流通設備の増強の完了時期
- 六 実施案及び事業実施主体の選定結果
- 七 受益者及びその考え方
- 八 増強費用の負担割合及びその考え方
- 九 その他広域連系系統の整備に関する事項

- 広域系統整備計画決定後、本機関は、業務規程第60条に基づき、事業実施主体及び受益者へ、広域系統整備計画の内容を通知する。
- 事業実施主体は、送配電等業務指針第53条に基づき、速やかに主要工程を、また、四半期ごとに進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報を、本機関に提出する。
- 本機関は、事業実施主体と連携を取りつつ、業務規程62条に基づき、提出された情報により進捗状況を把握し、工程の遅延及びコスト増減等の確認をするとともに、実施設計が完了するなどの一定の時期にコスト等の検証を実施するなど本広域系統整備計画の確実な実現および目的達成に向け、的確に取り組んでいく。
- また、業務規程62条に基づき、確認した進捗状況について本委員会に報告を行い、進捗の遅延などにより本広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について本委員会において検討を行うこととする。

## 【業務規程】

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

第62条 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。

- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

## 【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
- 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報

- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。